

## 役員・評議員ならびに役職者等に関する規定

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人育心会(以下「本法人」という)の定款ならびに社会福祉法人育心会組織規程第6条2項に基づき、本法人の役員・評議員ならびに役職者等(以下「役員等」という)に関する事項を定め、役員等が関連法規、定款ならびに本法人規則を遵守し、本法人の発展に寄与することを目的とする。

#### (役員等の定義)

第2条 本規定においては、役員等について以下の項のとおり定義する。

- 2 役員とは、理事、監事に任ぜられた者をいう。
- 3 評議員とは、定款に定められた評議員をいう。
- 4 役職者とは、本規定11条、第12条ならびに第13条に基づき任ぜられた者をいう。

第3条 管理職とは、本法人の職員で第2条に定められた者および副主幹以上の職階の者とする。

#### (職員待遇の優先)

第4条 役員ならびに役職者に任ぜられた本法人の職員の待遇は、本規定の定めに関わらず本法人の職員待遇に関する規定を優先する。

#### (常勤役職者)

第5条 常勤役職者とは、本法人の施設・部署において概ね週4日勤務する次項に定める者をいう。

- 2 第2条2項により任ぜられた業務執行理事。
- 3 本法人と役職者として契約した者。

#### (代表者)

第6条 本法人の代表者は、理事長とする。

- 2 本法人は、理事会の議決により理事長の他1名の理事を代表者として置くことができる。

### 第2章 役員・評議員

#### (役員・評議員の選任・解任・任期)

第7条 役員・評議員の選任、解任および任期は、定款ならびに社会福祉法の定めによる。

#### (役員・評議員の定年)

第8条 役員ならびに評議員の定年は、満70歳となる会計年度の任期満了日あるいは年度末日とする。

- 2 役員兼任の職員は、職員の定年を持って役員・評議員の定年とする。ただし、再任は妨げない。

#### (役員・評議員の定年延長)

第9条 理事会あるいは評議員会は、第8条の定めに関わらず次の各項に定める期限を限度として役員・評議員を選任あるいは再任することができる。

- 2 理事は、満75歳の会計年度の任期満了日あるいは年度末日。

3 評議員は、満77歳の会計年度の任期満了日あるいは年度末日。

4 監事は、満80歳の会計年度の任期満了日あるいは年度末日。

(辞任)

第10条 役員・評議員は、理事長に申し出、理事会あるいは評議員会の承認により辞任することができる。

### 第3章 役職者

(役職の種類)

第11条 本法人には、次の各号に定める役職をおく。

(1) 理事長

(2) 最高経営責任者

(3) 最高執行責任者

(4) 執行責任者

(5) 運営責任者

(6) 責任者

(7) 資産運用責任者

第12条 本法人は、会長、副理事長、相談役、顧問を置くことができる。ただし副理事長は理事でなければならない。

第13条 本法人は、第11条に定める役職に代行、代理、補佐、副(以下「役職者に準ずる者」という)を置くことができる。

(選任・解任)

第14条 役職者あるいは役職者に準ずる者の選任あるいは解任は、次の各項に定める。

2 理事長の選任あるいは解任は、定款の定めによる。

3 第12条に定める役職者の選任あるいは解任は、経営会議の審議を経て理事会が決定する。

4 第11条第2号から第5号に定める役職者ならびにそれに準ずる者の選任あるいは解任は、経営会議の審議を経て理事会が決定する。

5 第11条第6号に定める役職者あるいはそれに準ずる者の選任あるいは解任は、経営会議の審議を経て理事長が決定する。

6 資産運用責任者の選任あるいは解任は、経営会議の審議を経て理事会が決定する。

7 担当施設・部署の異動あるいは退職により、役職者あるいはそれに準ずる者は解任される。

8 初めて第4項ならびに第5項に定める役職あるいはそれに準ずる役職に選任される者は、人事委員会の審議を経なければならない。

(役職者の再任・兼任)

第15条 役職者あるいはそれに準ずる者の再任あるいは兼任は、妨げない。

2 理事長は、第17条の定めに関わらずその役職にある間、役職を兼務することができる。

(辞任)

第16条 役職者あるいはそれに準ずる者の辞任は、第14条に準じて決定され認められる。

(欠員補充等)

第17条 役職者に欠員が生じた場合、速やかに後任者を選任しなければならない。ただし、適任者がいない場合はこの限りではない。

- 2 業務執行のため必要な場合、理事長は臨時役職者代行を任命しなければならない。
- 3 臨時役職者代行の任期は、後任の役職者が選任されるまでとする。
- 4 役職者は、職務遂行ができない場合、臨時代行者を指名し法人に報告しなければならない。

(定年)

第18条 役職者の定年は、満70歳の会計年度の任期満了日あるいは年度末日とする。

- 2 理事長の定年は、第1項の定めにかかわらず定款に基づく任期満了日あるいは理事会が決定した日とする。
- 3 資産運用責任者の定年は、第1項の定めにかかわらず特に定めない。
- 4 業務執行理事かつ常勤役員の定年は、第2項に準ずる。

(職務等)

第19条 役職者の職務は次の各項に定める。

- 2 理事長は、本法人の全ての業務を統轄し、本法人の発展に寄与しなければならない。また、経営に関わる職務を最高経営責任者に、運営に関わる事項を最高執行責任者に委任し代行させることができる。

3 最高経営責任者の職務は、次の各号に定める。

- (1) 経營業務部門の統括
- (2) 規則に定められた業務
- (3) 理事長より委任された代行職務
- (4) 理事会あるいは経営会議で決定された職務および業務
- (5) 経営上必要とされる職務ならびに業務

4 最高執行責任者の職務は、次の各号に定める。

- (1) 執行部門の統括
- (2) 規則に定められた業務
- (3) 理事長より委任された代行職務
- (4) 理事会あるいは経営会議で決定された職務ならびに業務
- (5) 理事長あるいは最高経営責任者より命じられた職務ならびに業務
- (6) 運営上必要とされる職務あるいは業務

5 本規定第11条第4号から第6号に定める役職者の職務は、本法人組織関連規則に定める。

6 資産運営責任者の職務は、経営会議の運用方針に基づき資産の運用を決定する。

第20条 役職者の職務権限は、本法人組織関連規則による。

(代行等)

第21条 役職者代行の職務ならびに職務権限は、役職者に準ずる。

- 2 役職者は、代理に役職者の職務ならびに職務権限の一部を委譲することができる。
- 3 副役職者、役職者補佐の職務は、役職者の業務を補佐することである。また、役職者は副役職者あるいは役職者補佐に職務ならびに職務権限の一部を委譲すること

ができる。

#### 第4章 特別職

(職種)

第22条 本法人は、次の各号に定める特別職をおく。

- (1) 常任経営相談役
- (2) 経営相談役

(選任)

第23条 常任経営相談役ならびに経営相談役は、経営会議の審議を経て理事会が決定する。

(解任・辞任)

第24条 経営会議が職務遂行が困難と判断した場合あるいは本人から辞任の申し出があった場合、経営会議の審議を経て、理事会は、常任経営相談役あるいは経営相談役を解任することができる。

(任期・定年)

第25条 常任経営相談役は、終身特別職とし任期ならびに定年は設けない。

- 2 経営相談役の任期は、5年とする。また再任は妨げない。

(職務)

第26条 常任経営相談役ならびに経営相談役の職務は、次の各号に定める。

- (1) 経営会議の委員となり、本法人の経営ならびに運営を点検し意見を述べ、審議し、決定する。
- (2) 理事会および評議員会において意見を述べることができる。
- (3) 必要な場合、本法人の経営あるいは運営について意見を述べることができる。

#### 第5章 名誉職

(付与)

第27条 本法人は、経営会議の審議を経て理事会の決定により功労者に名誉称号を付与することができる。

(名称)

第28条 名誉称号は社会福祉法人育心会名誉何々とする。

#### 第6章 報酬・年金・医療保険・退職金

(報酬)

第29条 本法人は、常勤役職者に対し別表1に定める報酬を支給する。

- 2 別表1に定めのない常勤役職者の報酬は、経営会議および理事会の審議を経て評議員会が決定する。
- 3 別表1を超える報酬を支給する場合、第2項に準ずる。
- 4 当該常勤役職者より一部あるいは全ての報酬を辞退する申し出がされた場合、理事長が報酬を決定する。

(兼務手当)

第30条 常勤役職者が他の役職を兼務する場合、経営会議が兼務手当を決定する。

(支給)

第31条 当該常勤役職者よりの申し出により、報酬および兼務手当は分割して支給することができる。

2 分割した報酬および兼務手当の支給日は、職員の給与支給日ならびに賞与支給日とする。

3 給与支給日に支給される報酬および兼務手当は、職員の給与に相当するものとして取り扱う。

4 賞与支給日に支給される報酬および兼務手当は、職員の賞与に相当するものとして取り扱う。

(年金・医療保険)

第32条 当該常勤役職者よりの申し出により、本法人の職員として本法人の加入する年金保険および医療保険に加入することができる。

## 第7章 退職金

(対象者)

第33条 本法人は、常勤役職者あるいは職員として以下の各号の役職を勤めた者に支払う。

- (1) 理事長
- (2) 最高経営責任者
- (3) 最高執行責任者
- (4) 上記以外の常勤役職者
- (5) 本条1号、2号および3号に準ずる者

(退職金)

第34条 退職金は、2年を1期として別表2に定める。

2 第33条5号に定める役職者の退職金は、次の号に定める。

- (1) 代行者は、当該役職者の退職金の10割とする。
- (2) 副、代理あるいは補佐は、当該常勤役職者の7割5分とする。

(功労金)

第35条 本法人は、経営会議の審議を経て理事会の決定により第33条に定める者に功労金を支払うことができる。

2 本法人は、顕著な功績のあった役員あるいは特別職を勤めた者に経営会議の審議を経て理事会の決定により功労金を支払うことができる。

(支払い)

第36条 退職金あるいは功労金は、当該者が辞任あるいは解任された時支払われる。

2 第35条1項による功労金は、退職金として支払う。

(算定)

第37条 退職金算定により生ずる端数は、1万円を単位として切り上げる。

2 兼務者は、上位の役職をもって算定する。

3 任期の計算においては、小数点以下を切り上げる。

(経過措置)

第38条 平成27年1月1日に本規定の対象となる者は、それ以前の経歴も合わせて算定

される。

附則

平成24年10月27日	制定
平成24年11月1日	施行
平成29年4月1日	改定・施行